

別表第 1

勤続期間	日数	
1 年	15	(25)
2 年	30	(50)
3 年	45	(75)
4 年	60	(100)
5 年	75	(125)
6 年	90	(150)
7 年	105	(175)
8 年	120	(200)
9 年	135	(225)
10 年	150	(250)
11 年	222	(278)
12 年	244	(305)
13 年	266	(333)
14 年	288	(360)
15 年	310	(388)
16 年	385	(428)
17 年	421	(468)
18 年	457	(508)
19 年	493	(548)
20 年	588	
21 年	638	
22 年	688	
23 年	738	
24 年	788	
25 年	838	
26 年	878	
27 年	918	
28 年	958	
29 年	998	
30 年	1,038	
31 年	1,068	
32 年	1,098	
33 年	1,128	
34 年	1,158	
35 年	1,188	
36 年	1,218	
37 年	1,248	
38 年	1,278	
39 年	1,308	
40 年以上	1 年ごとに 30 日を加えた日数とする。	

備考

- この表の日数欄の括弧内の日数は、業務に起因しない負傷又は疾病によりその職に堪えずして退職し、又は解雇された者に適用する。
- 日数の最高限度は、1,425 日とする。

別表第 2

勤続期間	日数
1 年	25
2 年	50
3 年	75
4 年	100
5 年	125
6 年	150
7 年	175
8 年	200
9 年	225
10 年	250
11 年	347
12 年	382
13 年	416
14 年	450
15 年	485
16 年	535
17 年	585
18 年	635
19 年	685
20 年	735
21 年	785
22 年	835
23 年	885
24 年	935
25 年	994
26 年	1,039
27 年	1,084
28 年	1,129
29 年	1,174
30 年	1,219
31 年	1,264
32 年	1,309
33 年	1,354
34 年	1,399
35 年以上	1,425

別表第 3

退 職 日		割 合
教授、准教授及び講師（理事長が特に指定する講師を除く。）	その他の職員	
60 歳に達した日の属する年度の末日	55 歳に達した日の属する年度の末日	100 分の 20
61 歳に達した日の属する年度の末日	56 歳に達した日の属する年度の末日	100 分の 16
62 歳に達した日の属する年度の末日	57 歳に達した日の属する年度の末日	100 分の 12
63 歳に達した日の属する年度の末日	58 歳に達した日の属する年度の末日	100 分の 8
64 歳に達した日の属する年度の末日	59 歳に達した日の属する年度の末日	100 分の 4

別表第 4

調整月額の区分	職員の区分
第 1 号区分	(1) 理事 (2) 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（平成 18 年公立大学法人名古屋市立大学達第 12 号。以下「給与規程」という。）の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの (3) 給与規程の教育職給料表（教育職（診療）給料表を含む。この表において同じ。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの（大学院研究科長、学部長及び病院長の職にあった者に限る。） (4) 給与規程の看護保健職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの
第 2 号区分	(1) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの (2) 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの（大学院研究科長、学部長及び病院長の職にあった者を除く。） (3) 給与規程の医療技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの (4) 給与規程の看護保健職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもの

第 3 号区分	(1) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの (2) 給与規程の医療技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの (3) 給与規程の看護保健職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級であったもの
第 4 号区分	(1) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの (2) 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの (3) 給与規程の医療技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの (4) 給与規程の看護保健職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの
第 5 号区分	(1) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (2) 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級であったもの (3) 給与規程の医療技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (4) 給与規程の看護保健職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの (5) 給与規程の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの
第 6 号区分	(1) 給与規程の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの (2) 給与規程の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 1 級であったもの（助教に限る。） (3) 給与規程の医療技術職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの (4) 給与規程の看護保健職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの (5) 給与規程の技能労務職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの
第 7 号区分	第 1 号区分から第 6 号区分までのいずれの職員の区分にも属さないこととなる者

（一部改正 平成 25 年達第 63 号、令和 7 年達第 34 号）